

東日本大震災に伴う被災企業への支援に係る 札幌市デジタル創造プラザオフィス募集要領

1 対象事業者

デジタルコンテンツ関連事業またはデザイン関連事業を行う者で、東日本大震災の被災地域及び東日本大震災により事業活動が制限を受ける地域にある事業者

2 提供する貸室

階	部屋番号	規格等	通常使用料	支援期間(6ヶ月間)の使用料 <共益費・光熱費相当分>	備考	空状況
2	207	42.9 m ²	58,300 円/月	18,000 円/月	LAN有	空
	211	12.6 m ²	17,100 円/月	5,200 円/月	LAN有	入居済
3	302B	20.7 m ²	25,000 円/月	8,700 円/月	LAN有 ※パ・テーション区画	入居済
	302C	20.7 m ²	25,000 円/月	8,700 円/月	LAN有 ※パ・テーション区画	入居済
	304	50.4 m ²	75,800 円/月	21,100 円/月	LAN有	入居済
	305A	50.4 m ²	68,600 円/月	21,100 円/月	LAN有	空

3 支援内容

(1) 使用料

入居日から6ヶ月間(平成 23 年 10 月 2 日以降に入居する場合は平成 24 年 3 月 31 日まで)は、使用料を減額します(使用料は共益費・光熱水費相当分のみ)。

(2) 契約保証金

通常使用料1ヶ月分とします(通常入居の場合は2ヶ月分)。

ただし、平成 24 年 3 月 31 日までに契約締結を完了している場合に限りません。

(3) 入居期間

入居期間は6ヶ月(平成 23 年 10 月 2 日以降に入居する場合は平成 24 年 3 月 31 日まで)とします。入居継続を希望する場合はご相談ください。

(4) 施設利用料等

コピー機、大型プリンターの使用の際は実費分をお支払いいただきます。会議室、貸出機器・機材使用料は入居者価格(一般利用価格の 1/3)とします。

4 入居申込

(1) 入居をご検討の方は、お電話により、次の問合先にて入居条件等をご確認ください。

【問合先】

札幌市デジタル創造プラザ管理者 財団法人さっぽろ産業振興財団
TEL 011-817-8911

(2) 入居条件をご確認いただきましたら、仮申込書をFAXまたはEメールで下記あて送付していただきます。この仮申込書を提出していただいた順に入居の手続きをしていただきます。

FAX:011-817-8912 E-mail: info@sec.or.jp

札幌市デジタル創造プラザ管理者 財団法人さっぽろ産業振興財団

(3) 仮申込書による受付から1週間以内に使用申込書及び当財団が指定する添付書類を添えて下記8へご提出ください。震災の影響により、提出できない書類がある場合には、ご相談ください。入居開始日は、仮申込書による受付から2ヶ月以内とします。

5 書類の確認

当財団が、申請書類の確認を行います。

申請内容等が入居要件に合致しない場合は、お申込をお断りすることがありますので、ご了承ください。

6 入居審査

申請書類を確認しましたら、書類審査により入居の可否を決定します。

7 募集期間

平成 23(2011)年 4 月 22 日 ~ 平成 24(2012)年 2 月 29 日

8 問合せ先

〒062-0901 札幌市豊平区豊平1条12丁目1-12
札幌市デジタル創造プラザ管理者 財団法人さっぽろ産業振興財団 TEL011-817-8911